

平成 29 年 5 月

各 位

東京税関芝浦出張所長

西 本 高 志

謹啓 向暑の候、貴社益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、税関行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、東京都港区海岸に設置されている東京税関芝浦出張所は、財務省令の改正により、平成 29 年 6 月 30 日（金）をもって業務を終え、7 月 1 日（土）（以下「指定日」といいます。）付で廃止される予定です。これに伴い芝浦出張所で行っていた税関業務については、東京税関本関（江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎内）又は東京税関大井出張所（大田区東海 4-1-10）に移管し、指定日以降の業務は東京税関本関又は大井出張所が管轄することとなります。

つきましては、指定日前後の事務等について下記のとおり取扱いますので、ご協力をお願いいたします。

記

1. 管轄区域について

(1) 指定日以降、芝浦出張所の管轄区域のうち、品川区東品川及び港区港南については大井出張所の管轄区域に、その他の区域については東京税関本関の管轄区域になります。管轄区域の変更に伴い、現在の芝浦出張所の管轄区域内の保税地域に蔵置された貨物に対する輸出入通関手続は、管轄区域に従って東京税関本関又は大井出張所において行うこととなります。

【指定日以降、新たに東京税関本関管轄となる区域】

千代田区、中央区（晴海、勝どき、月島、佃及び豊海町を除く。）

港区（港南及び台場を除く。）、台東区

【指定日以降、新たに大井出張所管轄となる区域】

港区（港南に限る。）、品川区（東品川に限る。）

(2) 指定日以降、芝浦出張所が管轄していた保税地域の「NACCS 保税地域コード」はそのまま継続して利用いただけます。なお、保税地域（コード）の管轄税関官署は指定日から前記 1.（1）の管轄区域に従って東京税関本関又は大井出張所へ変更されます。また、保税地域コードのうち、輸出入申告、他所蔵置許可申請、保税運送等の NACCS 申告・申請に際して用いる申告官署固有のコード（他所蔵置場所コード、本船扱いコード等）の扱いにつきましては変更、削除となるものがございますので、別紙「芝浦出張所廃止に伴うシステム対応について」をご参照願います。

2. 指定日前後の事務処理について

(1) 指定日前日までに芝浦出張所長が行った許可・承認等の行政処分については、関連書類を含めて全て東京税関本関に引き継ぎ、なお、従前の効力を有するものとして取扱います。また、以下に示すこれら許可後の後続業務等については、指定日以降、東京税関本関で受け付けることとします。

- ① 芝浦出張所長が輸入許可した申告についての修正申告、更正請求
 - ② 芝浦出張所長が輸出（積戻し）許可した申告についての船名・数量等変更申請
- ※6月中に輸入（引取）申告のみを行い7月以降に特例申告を行う場合も、東京税関本関で特例申告を受け付けます。

(2) 芝浦出張所において受理した以下に示す申告・申請等のうち、指定日前日までに許可・承認手続きが完了しないものについては、東京税関本関において手続きを完了することとします。

- ① 芝浦出張所長に対して行った輸入申告で、指定日前日に輸入許可未済のもの
- ② 芝浦出張所長に対して行った輸出（積戻し）申告で、指定日前日に輸出許可未済のもの
- ③ 芝浦出張所長に対して行った各種保税手続（保税運送承認申告、見本持出許可申請、貨物取扱許可申請、滅却承認申請、事故貨物登録業務等）で、指定日までに許可、承認等未済のもの

可能な限り指定日前日までに許可・承認等の手続きを完了させたいと存じますが、事務処理の集中も予想されるため、可能な範囲で早期の申告等を行っていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、NACCSにより輸入の予備申告を行ったもので、指定日前日までに本申告がされなかった場合は指定日以降本申告への切り替えが出来なくなりますので、指定日前日までに芝浦出張所あてに予備申告の撤回手続を行い、指定日以降、貨物の蔵置場所に従って東京税関本関又は大井出張所（海上官署選択制を利用される場合、その選択した申告先官署）あてに再度申告を行っていただく必要があります。指定日前日までに本申告される見込みがない場合は、指定日以降に申告していただきますようお願いいたします。

具体的な申告形態別の対応につきましては別紙「芝浦出張所廃止に伴うシステム対応について」をご参照願います。

(3) 指定日以降に本申告を予定している輸入の予備申告又は指定日以降に貨物の搬入を予定している輸出の搬入前申告を予め指定日以前に東京税関本関又は大井出張所に対して行うことはできません。なお、7月1日（土）、7月2日（日）は、従来通り東京税関本関特別通関部門で申告（予備申告、搬入前申告を含む。）を受け付けます。

(4) 芝浦出張所長に提供されている関税並びに消費税及び地方消費税の納期限延長等に係る担保（保証書・法令保証証券）の取扱いについては、担保を提供された方に、別途ご案内申し上げます。

(5) 芝浦出張所において行った税関業務に対し以下に示す各種証明及び再輸出減免税貨物の輸出の届出書の受理については、指定日以降、東京税関本関において行います。

- ① 証明交付事務（原本照合、通関証明、納税証明等）
証明交付事務について、輸入貨物にかかるものは東京税関本関収納課許可係、輸出貨物にかかるものは東京税関本関通関総括第5部門で行います。
- ② 再輸出減免税貨物の輸出の届出書の受理
東京税関本関減免還付部門へ提出願います。

(6) その他保稅關係

指定日前日までに保稅蔵置場の許可要件に係る役員変更等の事実が発生した場合であって、添付書類の關係により指定日前日までに役員変更等の届出が間に合わない場合は、指定日以降、速やかに当該保稅蔵置場を管轄する保稅部門（東京税關本關においては保稅取締部門、大井出張所においては保稅総括部門）に届出を行ってください。

また、これまでご協力いただいていた「搬入通報」については、FAX 等により引き続き保稅蔵置場を管轄する保稅取締部門にご連絡をお願いいたします。

3. 問い合わせ先

(1) 平成 29 年 6 月 30 日（金）まで

東京税關芝浦出張所

〒105-0022 東京都港区海岸 2-7-68

- 輸出入通關、納稅（担保）關係・・・ 通關総括部門 電話 03-3455-4542
- 保稅關係・・・・・・・・・・・・・・・・ 保稅部門 電話 03-3455-4942

(2) 平成 29 年 7 月 1 日（土）以降

東京税關本關

〒135-8615 東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎内

- 輸出入通關關係・・・ 通關総括第 5 部門 電話 03-3599-6318
- 納稅（担保）關係・・・ 収納課 電話 03-3599-6333
- 保稅關係・・・・・・・・・・・・・・・・ 保稅取締部門 電話 03-3599-6424

東京税關大井出張所

〒143-0001 東京都大田区東海 4-1-10

- 輸入通關關係・・・ 通關総括第 1 部門 電話 03-3790-6812
- 輸出通關關係・・・ 通關総括第 4 部門 電話 03-3790-6816
- 納稅（担保）關係・・・ 収納課 電話 03-3790-6806
- 保稅（届出）關係・・・ 保稅総括部門 電話 03-3790-6851
- 保稅（申請）關係・・・ 保稅取締部門 電話 03-3790-6854

4. 東京税關本關及び大井出張所の所在地

別紙「案内図」を参照してください。

以上

芝浦出張所廃止に伴うシステム対応について

1. 輸入通関関係について

6月30日までに申告・申請され、許可・承認が7月1日以降となる場合、申告の形態、訂正の有無等により対応が異なります。

本関に引継がれる場合、代表税番毎に分かれている本関通関部門の担当部門が申告書類とともに処理を引継ぎます。

① 芝浦出張所あてに予備申告を行い、6月30日までに本申告できなかったもの

【対応】

システム処理ができませんので、予備申告の撤回を行っていただき、7月1日以降の貨物の蔵置場所に従って本関通関部門又は大井出張所通関部門（海上官署選択制を利用される場合、その選択した申告先官署の通関部門）あてに再度申告していただくこととなります。ただし、7月1日（土）、7月2日（日）の引取りを希望される場合は、従来通り本関特別通関部門へ引き継ぐこととなりますので、その旨を芝浦出張所通関部門に申し出てください。

② 芝浦出張所あてに輸入申告、引取申告、引取・特例申告を行い、6月30日までに許可されていないもの

【対応】

本関通関部門が引継ぎ、システム処理を継続します。

※6月30日までに行った引取申告に対する特例申告について、7月1日以降は「特例申告あて先官署」に、本関のコード「1A」を入力していただく必要がありますので留意願います。

※7月1日以降に申告内容の訂正が必要となった場合は、システム処理ができませんので、申告をマニュアル移行する必要があります。申告書類等を添えて、本関通関部門に申し出てください。

③ 芝浦出張所においてBP承認がされたもので、6月30日までにIBPがされていないもの

【対応】

7月1日以降、システムでIBPを行うことができません。申告をマニュアル移行した後に、本関通関部門で業務を引き継ぎますので、6月30日までに芝浦出張所通関部門に申し出てください。

④ 他省庁システム（FAINS、ANIPAS、PQ-NETWORK、貿易管理サブシステム）リンクを利用した申告

【対応】

他省庁システムを利用することによる影響はありません（それぞれ上記①～③の申告形態ごとの対応となります。）。

2. 輸出通関関係について

- ① 芝浦出張所あてに輸出申告（搬入前申告・積戻し・展示積戻し含む）、特定輸出申告（輸出申告変更を行った場合も含む）を行い、6月30日までに許可されていないもの

【対応】

本関通関第5部門が引継ぎ、システム処理を継続します。

※7月1日以降に申告内容の訂正が必要となった場合はシステム処理ができませんので、申告をマニュアル移行する必要があります。申告書類等を添えて、本関通関第5部門に申し出てください。

- ② 芝浦出張所で6月30日までに許可を受けた輸出申告（搬入前申告・積戻し・展示積戻し含む）について、7月1日以降に「船名・数量等変更申請」を行う必要があるもの

【対応】

本関通関第5部門に対し「船名・数量等変更申請」を行ってください。許可後に併せ運送が行われた貨物については、到着地を管轄する税関官署で「船名・数量等変更申請」を受け付けます。

3. 保稅關係

- (1) 芝浦出張所管轄区域内の保稅地域コードについて

① 蔵置場

各保稅蔵置場の保稅地域コードは変更されないため、現行のコードでそのまま利用可能です。なお、当該蔵置場コードに係る管轄税関官署は、7月1日から本関又は大井に変更されます。

例) 蔵置場コード：1DW〇〇（港区芝浦） 管轄税関官署：芝浦

⇒蔵置場コード 1DW〇〇 管轄税関官署：東京本関

蔵置場コード：1DW△△（品川区東品川） 管轄税関官署：芝浦

⇒蔵置場コード 1DW△△ 管轄税関官署：大井

② 本船扱い（3地域）、ふ中扱い（1地域）

外国貿易船が接岸する埠頭毎に割り振られているコードは変更されないため、現行のコードはそのまま継続して利用可能です。

なお、これらコードの管轄税関官署は、7月1日から本関又は大井に変更されます。

本船扱い：1AH01 ⇒ 大井

ふ中扱い：1AF01 ⇒ 大井

1DH01 ⇒ 本関

1DH02 ⇒ 本関

- ③ 「保稅地域・名称」が「その他」等となっており具体的な場所が指定されていない以下のコード
税関検査場（1DC00）、本船扱い（1DHHH）、ふ中扱（1DFFF）、貨物到着前申告用（1DJJJ）
到着即時輸入申告用（1DUUU）、バンニング用（1DVVV）、洋上輸出用（1DYYY）、他所蔵置用（1DZZ1）
指定（1DDDD）、蔵置場（1DWWW）、工場（1DMMM）、展示場（1DGGG）

これらのコードにつきましては、出張所廃止に伴い削除されますので7月1日以降利用でき

ません。ただし、6月中にこれらのコードを使用して申告をした場合で、許可・承認が7月以降になる場合は引続き利用が可能です。

※ 他所蔵置用コードにつきましては、6月30日までは1DZZ1を、7月1日以降は本関1AZZ1、大井1FZZ1を利用いただきますようお願いいたします。

(2) 保税運送関係

6月30日までに芝浦出張所にて到着確認を行っていないもの

【対応】

7月1日以降、運送先の保税蔵置場でBIA（搬入確認登録（保税運送貨物））業務を行っていただきます。ただし、6月中に「税関確認を要する事故貨物」の旨をBIA業務で入力し、税関の事故貨物確認登録業務が7月以降になる場合は、本関保税取締部門に申し出てください。

東京税関本関への案内

所在地：東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎

交通機関：ゆりかもめ「テレコムセンター駅」より徒歩3分
 東京臨海高速鉄道 りんかい線「東京テレポート駅」より徒歩20分
 バス「東京港湾合同庁舎」下車
 (始発) 浜松町、大井町駅・大森駅、門前仲町
 首都高速自動車道より
 レインボーブリッジ方面から「台場出口」
 葛西方面から「有明出口」
 大井・羽田方面から「臨海副都心出口」



東京税関大井出張所への案内

所在地：東京都大田区東海 4-1-10

交通機関：品川 東口
 ①・②番都営バス乗場 98系統「大井埠頭行」又は「大田市場行」バス
 「東京税関大井出張所前」(約20分)下車
 大井町駅 東口
 ④番都営バス乗場「大井埠頭行(直通)」バス、
 「東京税関大井出張所前」(約15分)下車
 (昼間は、運行本数が少ないので、注意してください。)

